

報告第12号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 債権の名称 | 入学準備金・奨学金貸付金 |
| 2 放棄した債権の額 | 200,000円 |
| 3 放棄した事由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第3号 |

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅田修一